

岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則
の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市北村多目的体育館条例の一部改正（令和 7 年条例第 28 号）に伴い、備付物件使用料の改定を行う。

第 2 改正の内容

受益者負担の適正化の観点から備付物件使用料の引上げを行う。

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 6 号

岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則
の一部を改正する規則

岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則（平成 1 8 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。